

川西市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに交付する。

令和 7 年 1 2 月 1 0 日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 6 4 号

川西市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

川西市立保育所条例施行規則（昭和 3 1 年川西市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表を次のように改める。

名称	定員		
	0 歳児	1, 2 歳児	3 歳以上児
川西市立川西南保育所	0 人	3 0 人	5 0 人
川西市立小戸保育所	6 人	3 0 人	5 4 人
川西市立多田保育所	0 人	3 4 人	7 6 人
川西市立川西中央保育所	6 人	1 8 人	3 6 人

第 9 条を第 1 2 条とし、第 8 条の次に次の 3 条を加える。

（緊急時における対応）

第 9 条 所長は、保育中に、感染症若しくは集団的な疫病の発生又は傷害、死亡その他入所乳幼児の健康状態の急変等の事故の発生等があった場合は、速やかに当該入所乳幼児に対し適切な措置を施し、その保護者に連絡するとともに、市長に報告するものとする。

2 所長は、前項の場合において、必要に応じて学校医又は当該入所乳幼児の主治医若しくは保健所その他の関係機関と連携するものとする。

（非常災害対策）

第 1 0 条 所長は、入所乳幼児の安全の確保を図るため、毎年度初めに警備及び防災の安全計画を策定し、非常時の入所乳幼児の避難及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、避難、消火その他必要な訓練を定期的実施するものとする。

（虐待防止の措置）

第 1 1 条 所長は、入所乳幼児に対する虐待を防止するための体制を整備し、職員意識の向上、保護者に対する啓発等必要な措置を講じる。

2 所長は、虐待を受け、又はその疑いのある入所乳幼児を発見した場合は、速やかに法

令に基づいた措置を講ずるとともに、市長に報告するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。